

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について

処分理由

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱又は任命する必要が生じたが、急施を要したので専決処分したものを。

専決第 8 号

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員を委嘱又は任命することについて、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条の規定により、専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

1 委嘱又は任命する委員

区分	ふりがな 氏 名	性別	出身団体等の 名称及び役職	満年齢	通算 在任 期間
学校 教育	あさの しんじ 浅野 晋司	男	芦屋市立山手小学校長		0 年
行政 関係	おのうえ まさき 尾上 昌希	男	芦屋市教育委員会 教育部学校教育室 学校教育課長		1 年 8 月

2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 根 拠 法 令 芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱
第 7 条～ 9 条

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員名簿

順不同

<参考>

新										旧				
任期	令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）									任期	令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）			
区分	氏 名	性別	満年齢 (※1)	出身 団 体 及 び 出 名	の 職	通 算 在任期間	構成員の 変更	備 考	区分	氏 名	性別	満年齢 (※1)	出身 団 体 及 び 出 名	の 職
学校関係	浅野 晋司	男		芦屋市立山手小学校長		0年	有		学校関係	井岡 祥一	男		芦屋市立山手小学校長	
地域関係	柳生 加代子	女		子ども教室関係者		5年5月	無	R7.3.27議決済	地域関係	柳生 加代子	女		子ども教室関係者	
地域関係	河合 依三香	女		芦屋市自治会連合会 理事		0年	無	R7.3.27議決済	地域関係	河合 依三香	女		芦屋市自治会連合会 理事	
社会教育	越野 睦子	女		芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副会長		1年0月	無	R7.3.27議決済	社会教育	越野 睦子	女		芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副会長	
社会教育	森田 ゆうこ	女		芦屋市PTA協議会 副会長		1年0月	無	R7.3.27議決済	社会教育	森田 ゆうこ	女		芦屋市PTA協議会 副会長	
社会教育	中村 紀子	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長		1年5月	無	R7.3.27議決済	社会教育	中村 紀子	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長	
社会教育	守上 三奈子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 会長		9年	無	R7.3.27議決済	社会教育	守上 三奈子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 会長	
学識	酒井 達哉	男		武庫川女子大学教育学部 教授		7年0月	無	R7.3.27議決済	学識	酒井 達哉	男		武庫川女子大学教育学部 教授	
児童福祉関係	池田 恵	女		芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）		3年0月	無	R7.3.27議決済	児童福祉関係	池田 恵	女		芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）	
行政関係	尾上 昌希	男		芦屋市教育委員会教育部学校教育室 学校教育課長		1年8月	無	再任	行政関係	尾上 昌希	男		芦屋市教育委員会教育部学校教育室 学校教育課長	

※1 就任時点での満年齢になります。

参 照

芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱 抜粋

(運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。